

2 長薬発第 483 号
令和 2 年 8 月 17 日

地域薬剤師会長 様
役 員 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

北アルプス圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令したことに伴う
知事メッセージの周知について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、8 月 11 日に北アルプス圏域で複数のクラスターの発生が確認されたことから、8 月 12 日、同圏域について長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発令した旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、別添メッセージにつきまして、会員に対するご周知方、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

2 薬第292号
令和2年（2020年）8月13日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

北アルプス圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令したことに伴う
メッセージの周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

8月11日に北アルプス圏域で複数のクラスターの発生が確認されたことから、8月12日、同圏域について長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発令しました。

また、レベルの引き上げに当たっての県民及び事業者に対するメッセージを別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、貴会の会員に対し、周知していただくようお願いいたします。

担 当	健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係 小池 裕司（課長）西澤 洋一（担当）
電 話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ	026-235-7398
電子メール	yakuji@pref.nagano.lg.jp

北アルプス圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令します

令和2年8月12日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

8月4日に佐久圏域、上田圏域及び北信圏域の感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発令しましたが、8月11日に北アルプス圏域で複数のクラスターの発生が確認されたことから、北アルプス圏域についても感染警戒レベルをレベル3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発令します。

今回発生したクラスターについては、クラスター対策チームにより、これ以上の感染の拡大が起こらないよう、感染の封じ込めを行うための取組を進めてまいります。

また、レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。そのため、過度に活動自粛を求めるのではなく、県としての感染症対策を強化することにより対応してまいります。

2 佐久、上田、北アルプス及び北信圏域における県の対策の強化

佐久、上田、北アルプス及び北信圏域における感染の拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。住民、事業者の皆様は、対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

- ① クラスター対策チームにより、感染拡大を防ぎます
- ② 積極的な検査を実施します
- ③ 地方部にガイドライン周知・推進チームを設置し、事業者にはガイドラインの遵守を強力に働きかけます。
- ④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

① クラスター対策チームにより、感染拡大を防ぎます

感染が発生した施設等へ速やかに医師をリーダーとするクラスター対策チーム（CCT-Nagano）を必要に応じて派遣し、感染の封じ込めを図ります。

② 積極的な検査を実施します

疫学調査に基づき、有症状者に加え、相対的にリスクが高いと考えられる医療従事者、介護従事者等に対して幅広く検査を実施します。

③ 地方部にガイドライン周知・推進チームを設置し、事業者にはガイドラインの遵守を強力に働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部に、ガイドライン周知・推進チームを設置し、個々の事業者、店舗にガイドラインの周知や支援策の紹介等が行える体制を整備します。

④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動について、住民の皆様には情報がいきわたるように、市町村と連携して発信を強化します。

3 長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等へのお願い

長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等は、現在発令されている「新型コロナウイルス注意報」に加えて、次の点について、ご協力をお願いします。（下線を付した部分が、今回新たにお問い合わせする事項です。）

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください。
・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
・「新型コロナウイルス対策推進宣言」を行うよう努めてください
・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

夏季における県外からの帰省は、ご家族と相談して、慎重に検討してください。帰省をされる場合は、帰省前から3密空間を避けるとともに、帰省後は飲食店や知人宅での会食を控え、ご高齢の方との接触を最小限にするなど慎重な行動をとってください。また、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

(1) 不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

また、「新型コロナウイルス対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

(2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。